

第18回定期大会を開催

～次の飛躍へ 確かな一歩を～ 2018-2019 運動方針を決定

2017年11月14日（火）和歌山市「ホテルグランヴィア和歌山」において、「第18回定期大会」を開催し、執行部・代議員・特別代議員・傍聴を含み115人が出席し、2018～2019運動方針など、第1～第6号議案を審議し、採択しました。

冒頭、小林前会長はあいさつの中で、

- ①第48回衆議院議員総選挙
- ②春季生活闘争
- ③組織拡大・1000万連合に向けての取組

について触れ、労働運動を行っていく事の必要性について述べました。

その後、議事に入り、報告事項として一般経過報告や2017年度決算報告等があり承認されました。

続いて審議事項として、2018～2019年度運動方針について、

- ①組織拡大・組織強化の取り組みについて
- ②非正規労働者・未組織労働者・若者支援の展開
- ③働くことを軸とする安心社会に向けた政策・制度実現の取り組み
- ④労働条件の底上げとディーセントワークの実現などについて提起し、承認されました。

また、新役員として、会長に池田祐輔（前副会長）、事務局長に濱地正由（前副会長）がそれぞれ就任し、小林前会長は顧問に就任することとなりました。池田新会長から新役員を代表してのあいさつの中で、「少子高齢化や人口流出などに伴う地方の課題にしっかりと取り組んでいきたい」と述べました。新役員については、次頁のとおり。



▲主催者挨拶をする小林前会長



▲就任挨拶をする池田新会長



▲ Ganbare 三唱



▲ Decent Work For All

連合和歌山（第16期）役員体制

役職	氏名	出身産別	役職	氏名	出身産別
会長（専従）	池田 祐輔	基幹労連	執行委員	通阪 哲司	情報労連
副会長	長田 吉文 山本 龍一 倉石 豊彦 南 喜貴 臼杵 豊 湯川 正文 湊 博行	自治労 基幹労連 UAゼンセン JP労組 電力総連 電機連合 情報労連		谷口 康浩 濱野 幸紀 辻 敬介 裏野 勝也 南出 進昭 辻本 勝己 高信 としみ 南村 涼	私鉄総連 JEC連合 自動車総連 運輸労連 日教組和歌山 JR総連 JAM 基幹労連
事務局長（専従）	濱地 正由	電力総連	女性委員会委員長		
副事務局長（専従）	小島 剛史 小山 淳	自治労 UAゼンセン	女性枠		
執行委員	下津 成司 佐藤 正之 田中 博景 井岡 由美 田中 和成 久保 和良 宇田 裕計	自治労 基幹労連 UAゼンセン JP労組 電力総連 JAM JR連合	会計監査	郡 達也 紀野利加子 大野 雄策	全電線 全労金 労済労連



「2018年度政策・制度要求と提言」対県申し入れ

～仁坂知事との意見交換を実施～

2017年11月6日（金）和歌山市「和歌山県庁」において、「2018年度政策・制度要求と提言」の申入書を提出し、連合和歌山三役会議・政策局会議構成員12人が出席しました。

小林会長あいさつ、仁坂知事あいさつの後、申入書を提出し意見交換を実施しました。意見交換では、「政策・制度要求と提言」110項目の中から「地域雇用対策の推進」と「労働者のワーク・ライフ・バランス推進」について意見交換を行いました。

「2018年度政策・制度要求と提言」については、今年5月以降、加盟組織からの意見を踏まえ、連合和歌山政策局会議構成員で素案づくりを行い、9月5日（火）の第24回執行委員会で決定しています。



▲申入書の提出



▲意見交換の様子

女性委員会・青年委員会第27回総会を開催

2017年11月21日（火）和歌山市「和歌山県勤労福祉会館プラザホープ」において、青年委員会第27回総会・女性委員会第27回総会を開催しました。

それぞれの総会において、谷口青年委員長・高信女性委員長のあいさつの後、来賓として副会長であり男女平等参画推進委員長でもある臼杵副会長から祝辞をいただきました。

その後、議事に入り、報告事項として「2017年度活動経過報告」が、審議事項として「2018年度活動計画」・「役員選出」が承認され、無事に総会を終えました。

総会後は、青年委員会・女性委員会合同の学習会を開催し、

学習会1 「男女平等参画社会の実現に向けた取り組み」

講師：連合本部 総合男女・雇用平等局 男女平等局 畠山薫 局長

学習会2 「セクシュアルマイノリティと人権～実体験と差別の所在～」

講師：北本法律事務所 仲岡しゅん 弁護士

について講演をいただきました。

学習会終了後は、講師も交えて交流会を行い、参加者全員で親睦を深めました。

青年委員会第27回総会に41人（うち女性1人）、女性委員会第27回総会に36人が出席しました。

青年委員会 2018年度 役員体制

委員長	上杉 貴夫	J E C連合
副委員長	尾藤 羊一	J A M
	江守 秀幸	私鉄総連
事務局長	伊藤 彰広	電機連合
幹事	宇田 貴一	自治労
	稻垣 利光	基幹労連
	福田 竜也	U Aゼンセン
	谷口 裕俊	J P労組
	山本 正樹	電力総連
	伊達 和博	J R連合
	宮森 祐司	情報労連
	鈴村 仁	自動車総連
	赤塚 晶	全労金

女性委員会 2018年度 役員体制

委員長	高信 としみ	J A M
副委員長	西村 和代	U Aゼンセン
	坂梨 美鈴	運輸労連
事務局長	山崎 早由里	J E C連合
幹事	中西 和子	自治労
	南村 涼	基幹労連
	津田 美保	J P労組
	松本 明華	電力総連
	岡本 由美	情報労連
	羽畑 美岐	自動車総連
	三木 康子	日教組



▲青年委員会の新幹事



▲女性委員会の新幹事



▲合同学習会の様子





道幸せんせいと

ワークルール を学ぼう！①

ワークルールを知っていれば、職場のトラブルを未然に防止できたり、自分や仲間そして部下を守ることができます。ワークルール検定は、クイズ形式で楽しみながら、必要な知識を身に付けることができます。日本ワークルール検定協会の道幸哲也代表理事の解説で、深く学びましょう！

労働時間

「着替えの時間は労働時間？」「タイムカードを押してから後片付けをしているけど、これってサービス残業？」。そんな声をよく聞きます。どこまでが労働時間なのか、これは、賃金にも関わる大事な問題。ワークルールでは「労働時間」をどう考えているの？



次のうち労働時間にあたるものすべて選びなさい。

① ガードマンの仮眠時間

② タクシー運転手の客待ち時間

③ 昼食休憩中の電話当番の時間

④ 居酒屋で同僚と会社の将来について話し合っている時間



使用者の指揮命令下において就労した時間

最近、「働き方改革」でも、長時間労働のは正が大きなテーマになっていますが、ここでは、そもそも「労働時間」とは何かを考えてみましょう。

労働時間とは、広く「拘束時間＝実働時間＋休憩時間」と考えることができます。ただし、労働基準法32条の「1日8時間、週40時間」の原則が適用される労働時間とは、このうちの「実働時間」を指しています。

労働法上の「労働時間」として議論されているのは、通常、労基法上の労働時間である実働時間ですが、これも実は明確な定義はありません。一般的には判例などから「使用者の指揮命令下において就労した時間」と解されています。

最高裁は、労働時間を、使用者の「指揮命令下での就労」の有無という「客観的基準」で決まるとして、(1)実作業にあたり義務付けられた作業服及び保護具等の装着、そこから準備体操場

までの移動、(2)副資材等の受出し及び散水、を労働時間と認めました（三菱重工業長崎造船所事件・最一小判平成12.3.9判例時報1709号122頁）。また、ガードマンの仮眠時間について、仮眠時間であっても緊急時に対応せざるをえないこと、仮眠の場所等について一定の拘束を受けていること等から労働時間としました（大星ビル管理事件・最一小判平成14.2.28労働判例822号5頁）。

したがって、①のガードマンの仮眠時間は労働時間とみなされます。使用者の指揮命令下にあれば具体的な就労の事実がなくとも労働時間にあたります。②は客待ちが、③は電話当番が、いずれも指揮命令下ということになり、労働時間とみなされます。

それに対して、④の居酒屋での話し合いは、たとえ会社の将来についてより良いアイデアが出たとしても、使用者の指揮命令下とはいえない労働時間とは認められません。会社の会議室ならば認められるかもしれません…。

[正解] ①、②、③

道幸哲也 どうこう・てつなり

(一社)日本ワークルール検定協会 代表理事

北海道大学大学院法学研究科修士課程修了。小樽商科大学商学部助教授、北海道大学法学部教授、放送大学教授などを歴任。2007年、NPO法人職場の権利教育ネットワークを設立。「ワークルール検定」の立ち上げに尽力し、2013年に設立された検定協会の代表理事に就任。著書に『不当労働行為救済の法理論』(有斐閣)、『15歳のワークルール』(旬報社)など。

WR 検

ワークルール検定

ワークルール検定とは

ワークルールに関する一般的な知識を問う検定試験。厚労省も後援。

(一社)日本ワークルール検定協会
<http://workrule-kentei.jp/>



このページは連合HPでも配信中！機関紙等をご活用ください。